

○さくら市ブロック塀等撤去等事業補助金交付要綱

平成31年1月1日告示第2号

改正

令和3年3月31日告示第54号

令和3年4月1日告示第80号

令和3年9月27日告示第132号

令和4年3月9日告示第80号

令和7年2月14日告示第66号

さくら市ブロック塀等撤去等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地震等によるブロック塀等の倒壊、転倒等を防止し、もって市民の安全を確保するため、ブロック塀等の撤去等を行う所有者等に対し、さくら市補助金等交付規則（平成17年さくら市規則第57号。以下「規則」という。）、さくら市補助金等の交付に関する規程（平成17年さくら市訓令第40号。以下「訓令」という。）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内においてさくら市ブロック塀等撤去等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、レンガ造、コンクリート製の塀、万年塀その他これらに類する塀であって道路等に接面し、高さが60センチメートル以上のものをいう。
- (2) 所有者等 ブロック塀等を所有又は管理する個人又は法人をいう。
- (3) 道路等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項の道路のほか、一般の用に供している不特定多数の者が通行する道路又は公共施設をいう。
- (4) 撤去等 ブロック塀等の全て又は一部を取り除き、及び当該取り除いたブロック塀等を処分することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存するブロック塀等の所有者等
- (2) 同一のブロック塀等の撤去等に対して補助金の交付を受けていない者
- (3) ブロック塀等の撤去等を事業者等に委託して行う者

- (4) ブロック塀等の撤去等を販売を目的とした整地又は建物の解体に伴い行うものでない者
- (5) 市税の滞納のない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、市内に存するブロック塀等の撤去等を行う事業であって、土地収用法（昭和26年法律第219号）第6条の規定による収用又は使用による損失の補償の対象外である事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、ブロック塀等の撤去等の工事に要する費用（以下「撤去等費用」）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、撤去等費用又は撤去等を行うブロック塀等の総面積に1平方メートル当たり1万円を乗じて得た額のいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(事業の実施期間)

第7条 事業の実施期間は、令和7年度から令和9年度までとする。

(交付の申請)

第8条 訓令第3条第2項第7号に規定する申請書は、ブロック塀等撤去等事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 規則第4条の規定により、前項に規定する申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) ブロック塀等の位置図（縮尺2500分の1以上）
- (2) ブロック塀等の配置図（延長、高さを記載したもの）
- (3) 撤去等を行う前のブロック塀等の写真
- (4) 撤去等費用に係る見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、規則第5条の規定により交付を決定した場合は、ブロック塀等撤去等事業補助金交付決定通知書（様式第2号）及びブロック塀等撤去等事業補助金交付決定指令書（様式第3号）により当該交付の決定に係る申請をした者に通知するものとする。

(変更の承認)

第10条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、規則第6条第1項第1号の規定による承認を求める場合は、ブロック塀等撤去等事業補助金変更承認申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請に係る変更を承認した場合は、ブロック塀等撤去等事業補助金変更承認通知書（様式第5号）及びブロック塀等撤去等事業補助金変更決定指令書（様式第6号）により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第11条 交付決定者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、ブロック塀等撤去等事業補助金交付申請取下書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（実績報告書）

第12条 訓令第3条第2項第11号に規定する報告書は、ブロック塀等撤去等事業補助金実績報告書（様式第8号）とする。

2 前項に規定する実績報告書は、次に掲げる書類を添えるものとする。

- （1） 事業を完了したことが確認できる写真
- （2） 撤去等費用に係る領収証の写し
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（額の確定）

第13条 規則第16条に規定する通知は、ブロック塀等撤去等事業補助金の額の確定通知書（様式第9号）及びブロック塀等撤去等事業補助金の額の確定指令書（様式第10号）により行うものとする。

（交付の請求）

第14条 訓令第3条第2項第10号に規定する請求書は、ブロック塀等撤去等事業補助金交付請求書（様式第11号）とする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、虚偽の申請等により不正に補助金の交付を受けた者がいるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

前 文（抄）（令和3年3月31日告示第54号）

令和3年4月1日から適用するとともに、この告示の適用の際現にある第1条から第89条までの規定（第4条、第54条及び第65条を除く。）による改正前の告示に基づく様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

前 文（抄）（令和3年4月1日告示第80号）

告示の日から適用する。

前 文（抄）（令和3年9月27日告示第132号）

告示の日から適用する。

前 文（抄）（令和4年3月9日告示第80号）

令和4年4月1日から適用する。

前 文（抄）（令和7年2月14日告示第66号）

令和7年4月1日から適用する。

さくら市長 様

申請者 住所
名称
代表者氏名

ブロック塀等撤去等事業補助金交付申請書

さくら市ブロック塀等撤去等事業補助金を交付されるよう、さくら市補助金等交付規則第4条及びさくら市ブロック塀等撤去等事業補助金交付要綱第8条の規定により次の関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

資格区分	<input type="checkbox"/> ブロック塀等の所有者	<input type="checkbox"/> 土地所有者と同じ <input type="checkbox"/> 土地所有者以外（関係： ）
	<input type="checkbox"/> ブロック塀等の管理者 ※管理者であることが確認できる書類が必要です。	
塀の所在地	さくら市	
構造等	<input type="checkbox"/> ブロック <input type="checkbox"/> 大谷石等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
事業実施予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
工事区分	<input type="checkbox"/> 全部撤去 <input type="checkbox"/> 一部撤去	
撤去部分	撤去面積	m ²
事業見積額		円
(備考)		

(裏面へ)

(調査同意書)

私は、さくら市ブロック塀等撤去等事業補助金の補助要件審査のため、私の市税等の納付状況について、市が調査することに同意します。

申請者氏名 (自署) _____

(添付書類)

- 1 ブロック塀等の位置図 (縮尺 2500 分の 1 以上)
- 2 ブロック塀等の配置図 (延長、高さを記載したもの)
- 3 撤去等を行う前のブロック塀等の写真
- 4 撤去等費用に係る見積書
- 5 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

さくら市長



ブロック塀等撤去等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで行われたさくら市ブロック塀等撤去等事業補助金の交付に係る申請について、さくら市補助金等交付規則第5条第1項の規定により交付を決定したので、さくら市ブロック塀等撤去等事業補助金交付要綱第9条の規定により別添のブロック塀等撤去等事業補助金交付決定指令書のとおり通知します。

事業完了後に新たにブロック塀等を設置するときは、次に掲げる事項を遵守してください。

- 1 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路内に築造しないこと。
- 2 築造は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の規定に基づき行うこと。

様式第3号（第9条関係）

さくら市指令 第 号

年 月 日付けで交付が申請されたさくら市ブロック塀等撤去等事業
補助金について、金 円を交付する。

年 月 日

さくら市長



様式第4号（第10条関係）

年 月 日

さくら市長 様

申請者住所

名称

代表者氏名

㊞

ブロック塀等撤去等事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があったさくら市
ブロック塀等撤去等事業補助金について、事業の内容等を変更したいので、さくら
市ブロック塀等撤去等事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により次の関係書類
を添えて申請します。

- 1 変更箇所の分かる図面
- 2 撤去等費用に係る見積書（金額に変更がある場合）
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

さくら市長



ブロック塀等撤去等事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで行われた事業の変更承認の申請について、承認した
ので、さくら市ブロック塀等撤去等事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により
別添のブロック塀等撤去等事業補助金変更決定指令書のとおり通知します。

様式第 6 号（第 10 条関係）

さくら市指令 第 号

年 月 日付けで変更承認が申請されたさくら市ブロック塀等撤去等
事業補助金について、次の条件を付して金 円を交付する。

年 月 日

さくら市長



- 1 さくら市ブロック塀等撤去等事業補助金の交付対象となる事業は、ブロック
塀等撤去等事業補助金変更承認申請書等に記載されたとおりとする。
- 2 さくら市ブロック塀等撤去等事業補助金の交付対象となる経費及び額の変更
は、次のとおりとする。

変更前の交付決定 年 月 日付け 第 号		変更後の交付決定	
交付対象となる経 費の額	補助金の額	交付対象となる経 費の額	補助金の額
円	円	円	円

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

さくら市長 様

申請者住所

名称

代表者氏名

ブロック塀等撤去等事業補助金交付申請取下書

年 月 日 第 号により補助金の交付決定を受けたさくら市ブロック塀等撤去等事業補助金について、下記のとおり交付の申請を取り下げます。

記

- 1 補助事業の名称 さくら市ブロック塀等撤去等事業
- 2 交付申請の取下げ理由

様式第 8 号（第 12 条関係）

ブロック塀等撤去等事業補助金実績報告書

年 月 日

さくら市長

様

報告者 住所

名称

代表者氏名

㊟

年 月 日 第 号で交付決定の通知があったさくら市ブロック塀等撤去等事業補助金について、さくら市補助金等交付規則第 13 条及びさくら市ブロック塀等撤去等事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、次の関係書類を添えて実績を報告します。

- 1 事業を完了したことが確認できる写真
- 2 撤去等費用に係る領収証の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

さくら市長



ブロック塀等撤去等事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績が報告された事業について、さくら市ブロック塀等撤去等事業補助金の額をさくら市補助金等交付規則第16条の規定により別添のブロック塀等撤去等事業補助金の額の確定指令書のとおり確定したので、さくら市ブロック塀等撤去等事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

様式第 10 号（第 13 条関係）

さくら市指令 第 号

年 月 日付けで実績が報告されたさくら市ブロック塀等撤去等事業
補助金について、年 月 日付け 第 号で交付を決定した額をさくら市補
助金等交付規則第 16 条の規定により金 円に確定する。

年 月 日

さくら市長



様式第 11 号（第 14 条関係）

ブロック塀等撤去等事業補助金交付請求書

金 円

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知があったさくら市ブロック
塀等撤去等事業補助金を上記のとおり交付されるよう、さくら市補助金等交付規則
第 18 条及びさくら市ブロック塀等撤去等事業補助金交付要綱第 14 条の規定により
請求します。

年 月 日

さくら市長 様

請求者 住所
名称
代表者氏名

㊞

（補助金振込先）

金融機関名		支店名	
預金種別	1 当座	2 普通	
口座番号			
（フリガナ）			
口座名義			